

## 宝塚市公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要領

公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要領（平成27年4月1日制定）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、宝塚市会計事務規則（平成27年規則第35号）第61条に規定する前金払及び宝塚市契約規則（平成22年規則第9号。以下「契約規則」という。）第44条に規定する部分払について、必要な事項を定めるものとする。

（前金払）

第2条 前金払は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事のうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の請負に係る契約で、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が130万円以上であるものに対し行うことができる。

2 前金払により支払われる金銭（以下「前払金」という。）の額は、契約金額の100分の40に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他特別な理由があるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

（中間前払金）

第3条 市が発注する建設工事で、次条第1項に規定するものについては、前条に規定する前払金に追加して中間前払金の支払（以下「中間前払金」という。）を行うことができる。

（中間前払金の対象及び中間前払金の金額）

第4条 中間前払金の対象となる建設工事は、第2条第1項の規定により前金払を行うことができる建設工事のうち、当初予定価格が1,000万円以上かつ当初予定工期が150日以上であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、当初予定工期を120日以上とすることができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前払金の額は、契約金額の100分の20に相当する額（その額が契約金額の100分の60に相当する額から既に支払った前払金の額を控除した額を超える場

合にあつては、当該額) とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他特別な理由があるときは、中間前払金の全部または一部を支払わないことができる。

(中間前払金の認定)

第5条 中間前払金を受けようとする受注者は、請求に先立ち、中間前金払認定請求書(様式第1号)及び工事履行報告書(様式第2号)により、第4条第1項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を市長に対して請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、前項の工事履行報告書をもとに進捗状況を確認し、その適否を審査するものとする。

- 3 前項の審査の結果は、当該認定請求を受けた日から、原則として14日以内に認定調書(様式第3号)により通知するものとする。ただし、当該認定に当たり請負者からの提出資料に不備又は遅滞があったとき、その他特別の事情があるときについては、この限りでない。

(中間前金払と部分払の選択)

第6条 受注者は、第4項に規定する継続事業以外の公共工事につき、中間前金払と部分払の両方が設定されているときは、そのいずれかを選択することができる。

- 2 受注者は、前項の選択をするときは、選択届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の届を提出した後においては、選択した支払方法を変更することはできない。

- 4 受注者は、債務負担行為又は継続費に基づく複数年度に渡る公共工事(以下「継続事業」という。)については、中間前金払と部分払の両方が設定されているときは、そのいずれも選択することができる。

- 5 前項の規定による部分払を行う場合において、当該年度中に当該受注者に対して支払われた中間前払金は、当該部分払の内払とみなす。

(前払金等の端数処理)

第7条 第2条第2項又は第4条第2項の規定(第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)により算定した前払金又は中間前払金(以下「前払金等」という。)に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前払金等の表示)

第8条 前払金等の設定の有無は、当該建設工事に係る入札公告又は入札通知書若しくは見積通知書(電子入札の方法により入札又は見積合わせを行う場合にあつては、電子入札システムによる入札表示又は見積表示)にこれを表示するものとする。

(前払金等の請求)

第9条 前払金等の支払を請求する者は、保証事業者との保証契約を締結したときは、遅滞なく(前払金を請求するときは契約日から15日以内に)、前払金請求書又は中間前払金請求書(以下「前払金請求書」という。)に当該保証事業者が発行した前

払保証証書又は中間前払保証証書（以下「前払保証証書」という。）の原本を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、当該前払金請求書及び前払保証証書の内容を速やかに審査しなければならない。

（前払金等の支払）

第10条 市長は、前払金等の請求を受けた日から起算して14日以内に、当該請求に係る前払金等を支払うものとする。

- 2 前払金等の支払は、前条第2項の前払保証証書に記載された預託金融機関に設けた前払金専用普通預金口座に口座振替払の方法によって行うものとする。

- 3 前項の預託金融機関は、保証事業会社が業務を委託した金融機関でなければならない。

（工事内容の変更に伴う前払金の増減）

第11条 市長は、工事内容の変更その他の理由により、著しく契約金額を増額した場合は、増額後の契約金額について第2条の規定（第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により算出した額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金を増額することができる。

- 2 市長は、工事内容の変更その他の理由により、契約金額を減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の契約金額の100分の50（中間前払金の支払いを受けているときは、100分の60）に相当する額を超えるときは、当該超える部分の金額を返還させるものとする。ただし、当該超える部分の金額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

（前払金の使途制限）

第12条 受注者は、前払金等を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

（前払金等の返還）

第13条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合、前払金等の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 受注者が前払金等を前条に定められた経費以外の支払に充てたとき。
- (2) 第9条第1項に定められた保証契約を解除したとき。
- (3) 前払金等に係る建設工事の契約を解除したとき。

（部分払の回数及び計算方法）

第14条 契約規則第44条第3項の規定により、部分払をすることができる回数は、1年度につき1回とする。

- 2 前項の規定による部分払金の額は、次の算式により算定するものとする。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額(出来高金額 $\times$ 契約金額 $\div$ 設計金額) $\times$ (9 $\div$ 10  
-前払金額 $\div$ 契約金額)-部分払済額

- 3 前項の規定にかかわらず、継続事業に係る各会計年度における部分払金の額は、次の算式により算定するものとする。

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ (9 $\div$ 10-前払金額 $\div$ 当初年度年割額)-部分  
払済額

(継続事業の前払金等)

第15条 継続事業における第2条及び第4条の規定の適用については、これらの規定中「契約金額」とあるのは「各年度の出来高予定額」と、第4条第1項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「各年度における工事実施期間」と、同項第2号及び第3号中「当該工事」とあるのは「各年度における工事」と読み替えるものとする。

- 2 継続事業において、前会計年度末における出来高額が当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、当該出来高予定額に達するまでは、当該会計年度分の前払金の支払を請求することができないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、平成27年度歳入歳出予算として措置された予算を執行する工事のうち施行期日以後に発注を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、令和4年度歳入歳出予算として措置された予算を執行する工事のうち施行期日以後に発注を行う工事から適用する。